

個別の教育支援計画の作成と活用に関する調査・研究

地域支援体制の中での活用の在り方

(中間報告)

教育支援部特別支援教育課

研究の概要

平成 17・18 年度の研究では、小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの実態を明らかにすることと、特別支援学校のコーディネーターや地域の支援体制との連携の在り方について研究を進めた。その結果、コーディネーターの役割を整理し、小・中学校間、小・中学校と特別支援学校間の効果的な連携について明らかにすることができた。しかし、小・中学校では、学校以外の外部の専門機関との連携及び「個別の教育支援計画」の活用については、まだ実践も少なく、その背景には、「個別の教育支援計画」の作成と活用における様々な課題があることが推測された。

そこで、平成 19・20 年度の 2 年間では、「個別の教育支援計画」の作成と活用の現状や課題を明確にし、地域の支援体制との連携を図りながら、対応策を検討し、実践する中で「個別の教育支援計画」の有効性と効果的な活用の仕方を追究することを目的として、研究を進めることとした。研究協力校には、これまで研究を進めてきた小・中学校に、幼稚園、高等学校を加え、就学から卒業までの「個別の教育支援計画」の作成と活用を目指した。

平成 19 年度は、研究協力園・校による校内体制づくりを中心とした実践研究と「個別の教育支援計画」に関する実態調査を行った。中間報告では、実態調査の結果及び考察を中心に述べる。

平成 19 年度の研究では、実態調査によって、特別支援教育への取組や「個別の教育支援計画」の作成と活用の実態を明らかにし、課題を把握できたことが成果である。

平成 20 年度は、成果と課題を検証し解決するために、研究協力校において、「個別の教育支援計画」の作成と活用に関する実践的研究に取り組む。

また、本課が行う特別支援教育に関する専門性を高める研修に研究成果を生かすことに努める。

キーワード：「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」、既存の校内組織の活用、地域資源の活用

目 次

研究の目的	129
研究の期間及び方法	129
1 研究の期間	129
2 研究の方法	129
(1) 研究協力校の指定	129
(2) 「個別の教育支援計画」に関する調査	129
3 研究の概要	131
研究の結果及び考察	132
1 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成状況	132
(1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率	132
(2) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の形式の統一状況	136
(3) 「個別の教育支援計画」の項目	139
(4) 「個別の教育支援計画」の作成者	140
(5) 「個別の教育支援計画」の作成上の課題	143
2 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用状況	145
(1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用率	145
(2) 「個別の教育支援計画」の活用場面	148
(3) 「個別の教育支援計画」の活用上の課題	150
研究の成果及び今後の方向性	153
1 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の「個別の教育支援計画」 についての実践的研究	154
(1) 既存の組織を生かした特別支援教育体制の整備	154
(2) 効果的な「個別の教育支援計画」の作成と活用方法の提案	154
(3) 地域の資源を生かした地域支援体制の確立	155
2 本課での研究	155
(1) あすなる公開講座での中間報告	155
(2) 「個別の教育支援計画」にかかわる研修の充実	155

個別の教育支援計画の作成と活用に関する調査・研究(中間報告)

地域支援体制の中での活用の在り方

教育支援部特別支援教育課

研究の目的

幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における「個別の教育支援計画」の作成と活用の現状や課題について調査・研究し、地域支援体制の中での「個別の教育支援計画」の活用の在り方を明らかにする。

研究の期間及び方法

1 研究の期間

平成 19 年度から平成 20 年度までの 2 年間

2 研究の方法

(1) 研究協力校の指定

静東教育事務所管内(以下、静東地区という。)から幼稚園 1 園、小学校 1 校、中学校 1 校、特別支援学校 1 校を、静西教育事務所管内(以下、静西地区という。)から小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校を研究協力校として指定し、(表 1)各園・学校の特別支援教育コーディネーターもしくはそれに準ずる教員を研究協力員に委嘱した。年間 3 回の研究担当者会を開催し、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校で進めている特別支援教育の現状把握と、「個別の教育支援計画」の作成と活用の在り方についての検討を行った。

表 1 研究協力校

地区	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
静東地区	函南町立 春光幼稚園	函南町立 函南小学校	函南町立 函南中学校		静岡県立 東部養護学校
静西地区		菊川市立 河城小学校	菊川市立 菊川東中学校	静岡県立 池新田高等学校	静岡県立 袋井養護学校

(2) 「個別の教育支援計画」に関する調査

県内の幼稚園、小・中学校及び高等学校の「個別の教育支援計画」の作成と活用の状況を明らかにすることを目的に、平成 19 年度の特別支援教育コーディネーター養成研修(以下、コーディネーター養成研修という。)参加者を対象として調査を行った。(表 2)

表 2 平成 19 年度コーディネーター養成研修における調査の実施状況(平成 19 年 9 月)

調査対象	学校種	学校数	回収数	回収率(%)	有効データ
	幼稚園	96	87	90.6	87
小学校	52	44	84.6	44	
中学校	47	27	57.4	27	
高等学校	24	18	75.0	18	
合計		213	176	82.6	176

調査には、「個別の教育支援計画」の作成と活用の状況と比較するために、「個別の指導計画」の作成と活用の状況の設問を設けた。

なお、平成 19 年度コーディネーター養成研修は、幼稚園においては全公立幼稚園の半数が参加している。平成 19・20 年度で、すべての公立幼稚園を対象にコーディネーター養成研修を行う計画である。小・中学校においては平成 17・18 年度コーディネーター養成研修未実施校からの参加もしくは 2 回目の研修を希望する学校からの参加である。高等学校は、希望する学校からの参加である。高等学校においては、平成 21 年度までにすべての県立高等学校を対象にコーディネーター養成研修を行う計画である。

また、平成 19 年度静岡県特別支援教育コーディネーター長期派遣研修員を通して、県外で先進的な取組をしている仙台市及び横須賀市のすべての小・中学校に同じ調査を依頼した。(表 3)

表 3 仙台市及び横須賀市の小・中学校における調査の実施状況(平成 19 年 9 月)

調査対象	市・学校種	学校数	回収数	回収率(%)	有効データ
	仙台市小学校	106	66	62.3	66
	仙台市中学校	54	32	59.3	32
	横須賀市小学校	48	21	43.8	21
	横須賀市中学校	24	12	50.0	12
	合計	232	137	59.1	137

平成 19 年度静岡県特別支援教育コーディネーター長期派遣研修員研究報告によると、県外の動向を調査するにあたり、調査対象を県単位ではなく市(町・村)単位としたのは、先進的な取組と本県の取組との差をできる限り導き出したいと考えたためである。県レベルの広域的な調査より、特別支援教育全般に先進的に取り組んでいる市レベルのデータの方が、特徴ある調査結果が得られ、相違点が浮き彫りになるのではないかと予測した。そして、筑波大学特別支援教育研究センターの教授や職員のアドバイスを受け、以下の理由により、仙台市と横須賀市を先進市ととらえ調査対象とした。

仙台市

仙台市では、仙台市立発達相談支援センター「アーチル」が中核的存在となり、市内の障害児者を掌握するとともに生涯にわたる継続支援を行っている。療育施設や保育園・幼稚園、小・中学校との連携も積極的に行っている。また、平成 17 年度から保護者を推進役として、乳幼児を対象とした相談記録及び個別支援計画(名称: I will「アイル」、内容: 施設や園での療育記録を蓄積するファイル)を作成している。

学校教育では、仙台市教育委員会が特別支援教育に関する教員・保護者向けのパンフレットを作成し、各学校から保護者へ配布することを推奨している。特別支援教育の啓発や保護者を巻き込むような取組が、教育委員会が主体となって積極的に行われている。

横須賀市

横須賀市は、「障害のある子供の教育相談体系化推進事業」の神奈川県モデル地区として、平成 13 年から 3 年間にわたり、障害のある子供のライフステージに沿った支援の在り方について、教育・福祉・医療・保健・労働等の各機関が協力して構成した「相談支援チーム」を組織し、研究を進めてきた。その後も「特別支援教育推進事業～よこすかライフステージサポート～」と銘打ち、市の単独事業として取り組んでいる。

活動の柱の一つとして、「本人・保護者と共につくる個別移行支援計画」の推進を挙げ

ている。保育園・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校・高等部、そして就労へ進む際に、本人、保護者、学校などの教育機関が協力し、これまでの指導内容や今後の方向性を記載して、一貫した支援体制を作り上げる重要な役割を担うものとして位置付けている。

調査の内容は、以下に示すとおりである。

- | |
|---|
| 1 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成状況
(1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率
(2) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の形式の統一状況
(3) 「個別の教育支援計画」の項目
(4) 「個別の教育支援計画」の作成者
(5) 「個別の教育支援計画」の作成上の課題
2 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用状況
(1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用率
(2) 「個別の教育支援計画」の活用場面
(3) 「個別の教育支援計画」の活用上の課題 |
|---|

3 研究の概要

19年度の研究の概要を図に示した。

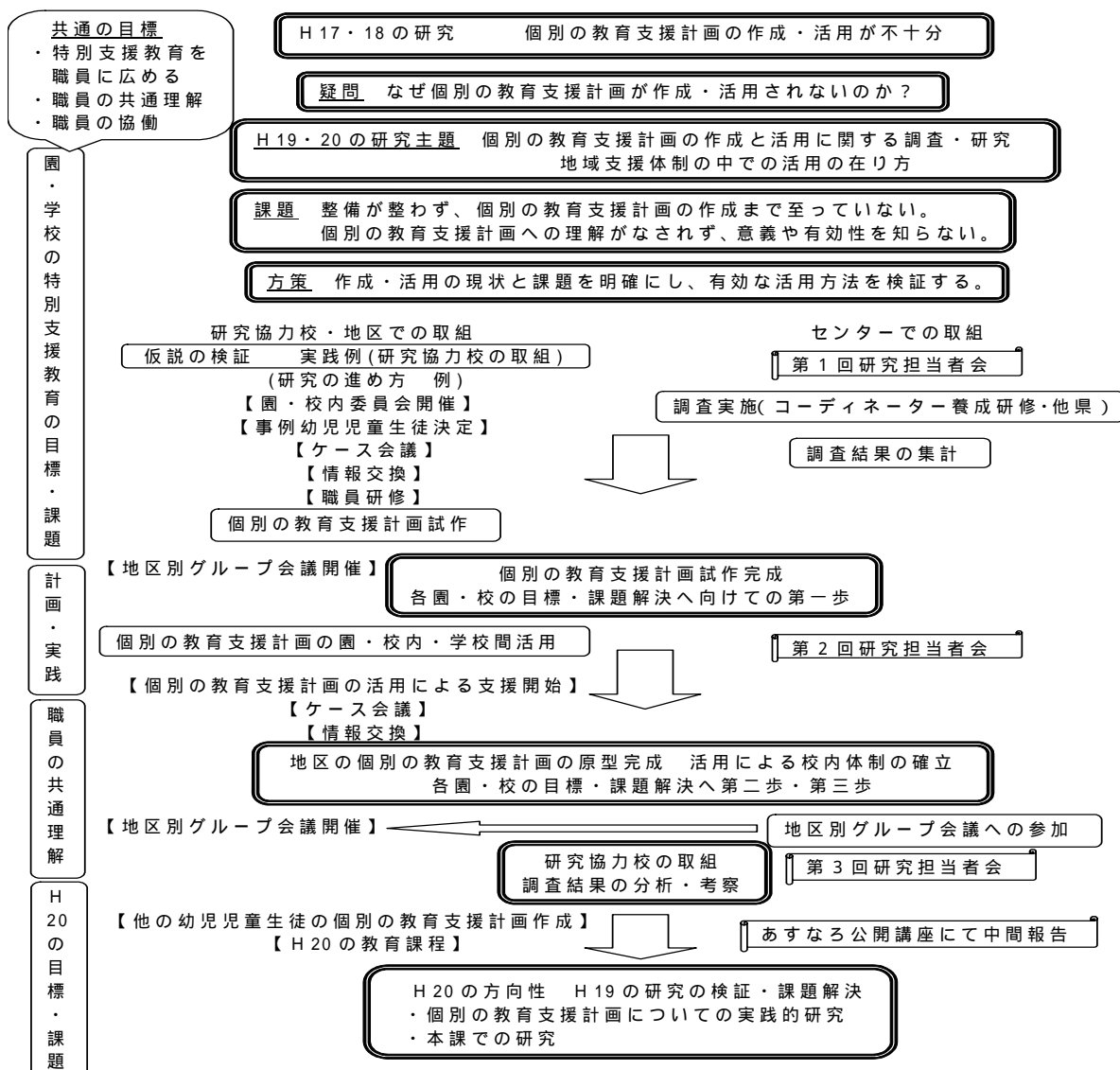


図1 研究の概要図

研究の結果及び考察

本年度の研究では、「個別の教育支援計画」に関する調査を行い、分析的にまとめ、その結果を踏まえて、「個別の教育支援計画」の作成と活用の現状と課題を明らかにした。

なお、データは幼稚園、小・中学校、高等学校の校種別と、静東地区、静西地区の地区別にまとめた。地区別の結果は、高等学校を除いた幼稚園、小・中学校のデータをまとめたものである。

高等学校の特別支援教育は始まったばかりで、「個別の教育支援計画」を作成している学校も全県で2校と限られている。本来ならば、調査数が少ないため統計資料としては除くことが望ましいが、今後の高等学校での「個別の教育支援計画」の作成と活用を推進するための参考にしたいと考え記載した。

また、校種別の小・中学校のデータと県外で先進的な取組をしている仙台市及び横須賀市の小・中学校のデータを比較した。以下に調査の結果及び考察を報告する。

1 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成状況

(1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率

ア 校種別及び地区別の作成率

両計画の作成率を校種別に示した。(図2・3)

「個別の指導計画」の作成率は、幼稚園 46%、小学校 84%、中学校 85%、高等学校 6%(1校)である。「個別の教育支援計画」の作成率は、幼稚園 37%、小学校 52%、中学校 69%、高等学校 11%(2校)である。

両計画の作成率を比較すると、幼稚園、小・中学校で「個別の指導計画」の作成率が高い数値を示している。すべての校種を合わせた「個別の指導計画」の作成率は63%、「個別の教育支援計画」の作成率は46%であり、「個別の指導計画」の作成率が高い。

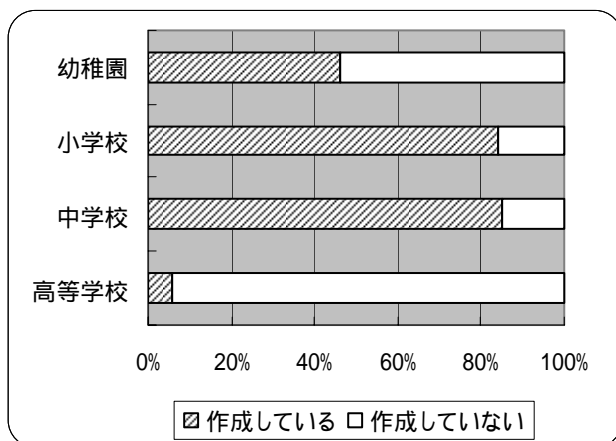


図2 校種別「個別の指導計画」の作成率

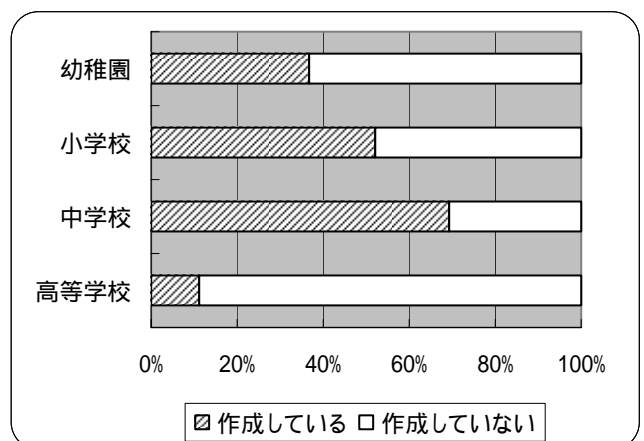


図3 校種別「個別の教育支援計画」の作成率

両計画の作成率を地区別に示した。(図4・5)

「個別の指導計画」の作成率は、静東地区 53%、静西地区 73%である。「個別の教育支援計画」の作成率は、静東地区 29%、静西地区 64%である。

静東地区と静西地区を比較すると、両計画の作成率ともに静西地区が高い数値を示

している。両計画の作成率を比較すると、静東地区及び静西地区ともに、「個別の指導計画」の作成率が「個別の教育支援計画」の作成率よりも高い数値を示している。

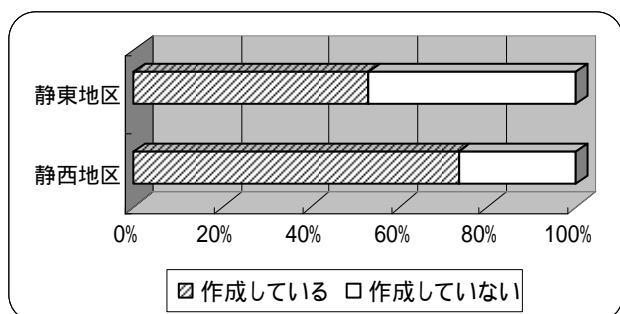


図4 地区別「個別の指導計画」の作成率

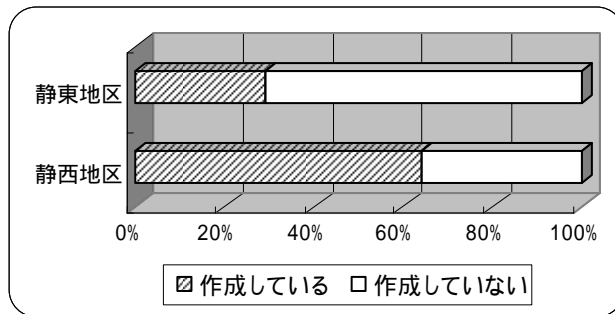


図5 地区別「個別の教育支援計画」の作成率

イ 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成対象者の内訳

両計画の作成が、「特別な支援が必要なすべての幼児児童生徒に行われているのか」、「特別な支援が必要な子供のうち特定の幼児児童生徒に行われているのか」、「試行的に数人の幼児児童生徒に行われているのか」を調べ、校種別に示した。(図6・7)

特別な支援が必要な幼児児童生徒すべてに「個別の指導計画」の作成が行われている割合は、幼稚園 30%、小学校 46%、中学校 57%である。高等学校で作成していると回答した1校は、必要な生徒すべてを対象としている。特別な支援が必要な幼児児童生徒すべてに「個別の教育支援計画」の作成が行われている割合は、幼稚園 31%、小学校 22%、中学校 56%である。高等学校で作成していると回答した2校中1校は、必要な生徒すべてに作成している。

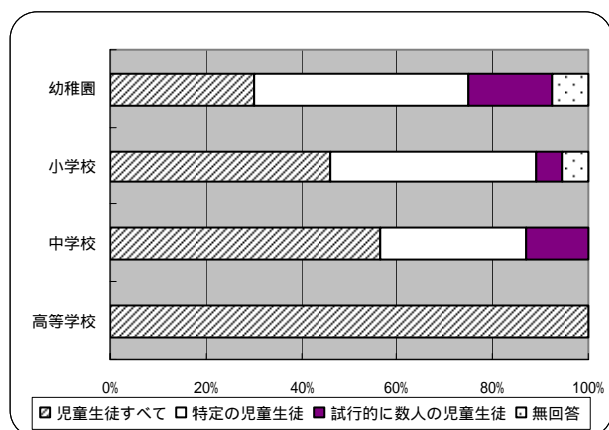


図6 校種別「個別の指導計画」の作成対象者

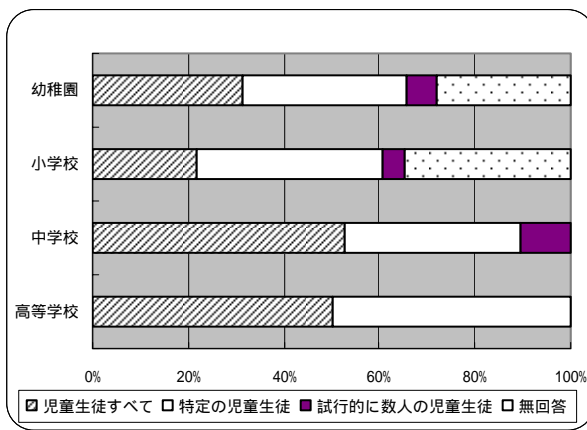


図7 校種別「個別の教育支援計画」の作成対象者

ウ 県外先進市との作成率の比較

静岡県、仙台市及び横須賀市の両計画の作成率を示した。(図8・9)

両計画の作成率を比較すると、静岡県、仙台市及び横須賀市ともに「個別の指導計画」の作成率は「個別の教育支援計画」の作成率よりも高い数値を示している。

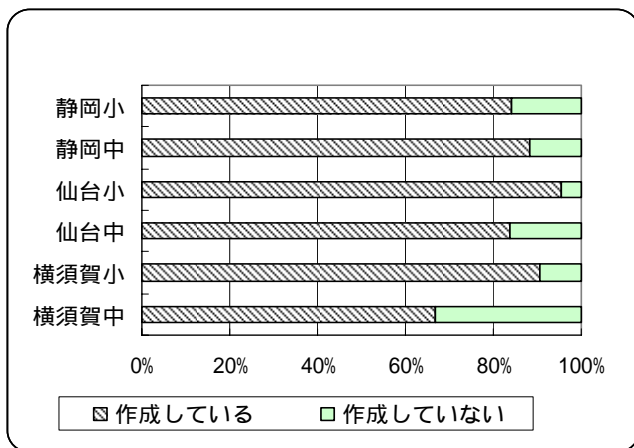


図8 静岡県と県外先進市の「個別の指導計画」の作成率

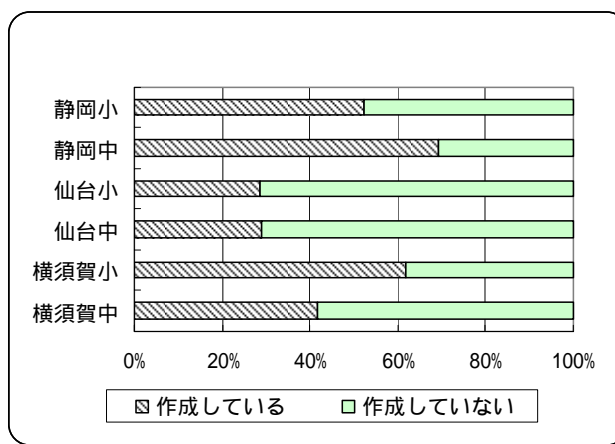


図9 静岡県と県外先進市の「個別の教育支援計画」の作成率

エ 考察

(7) 本課の調査と県の調査における作成率の比較

本課の調査（図2・3）と県の調査（図10・11）による両計画の作成率を比較した。県の調査は県内すべての公立幼稚園、公立小・中学校、県立高等学校を対象に行ったものである。幼稚園、高等学校については、平成19年度より調査が開始された。

二つの調査結果を比較すると、幼稚園、小学校の両計画の作成率は、ほぼ同じ結果を示している。中学校の「個別の指導計画」の作成率もほとんど同じ結果であるが、「個別の教育支援計画」の作成率を比べると、本課の調査では69%（図3）、県の調査では49%（図11）と差が見られ、県の調査結果が示す全県の中学校の実態よりも、本課の調査に参加した中学校の取組が進んでいると言える。高等学校の「個別の教育支援計画」の作成率は、本課の調査では11%（図3）、県の調査では2%（図11）と差が見られる。これは高等学校で「個別の教育支援計画」を作成している学校は2校であり、その2校が本課の調査に参加したため、母集団に対する割合が高くなった結果である。

したがって、中学校の「個別の教育支援計画」の作成率を除いて、本課の調査の作成率は、県の平均的な数値と考えられる。このことから、本課の調査における幼稚園、小学校、高等学校の結果は、県の平均的な学校として、中学校は県の平均よりも、やや特別支援教育が推進されている学校としてとらえた。

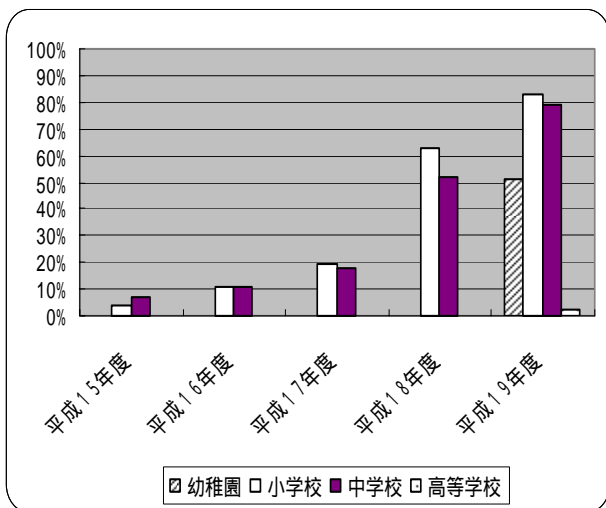


図 10 「個別の指導計画」作成率の推移
(県教育委員会調査)

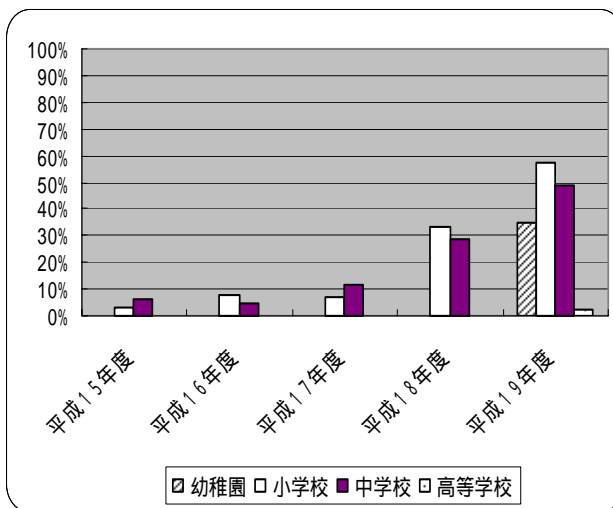


図 11 「個別の教育支援計画」の作成率の推移
(県教育委員会調査)

また、県の調査から、小・中学校の両計画の作成率は、平成 15 年度から 17 年度まではわずかな増加であったが、平成 18 年度以降は急激な増加に転じている。学校現場で急速に両計画の作成が進んでいることが分かる。

ただし、特別支援教育体制状況(図 12)の他の項目と比較すると、「個別の教育支援計画」の作成率は低い数値を示している。平成 18 年度の研究で明らかになったように、他の支援体制に比べると、依然として整備が遅れていることが分かる。

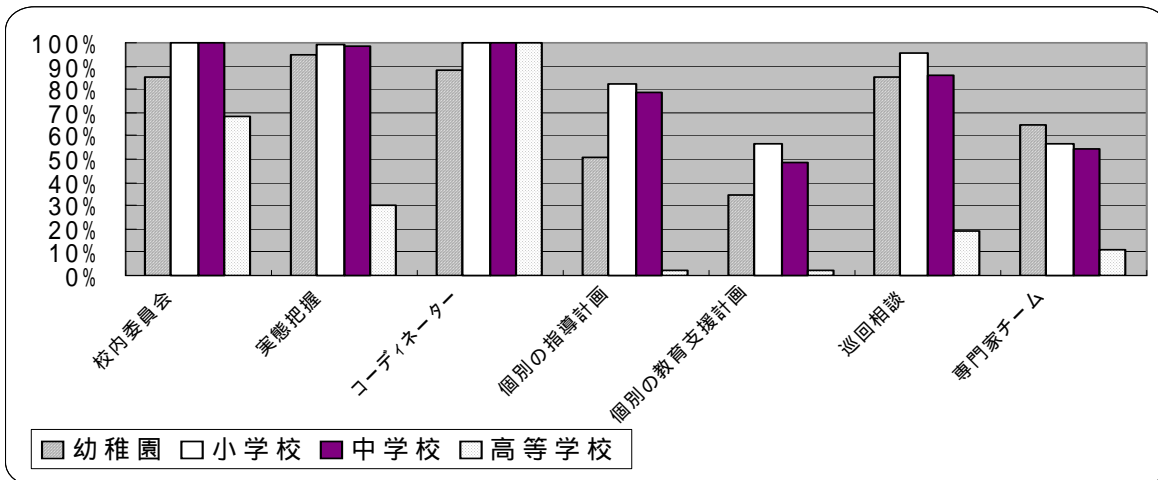


図 12 平成 19 年度特別支援教育体制状況 (県教育委員会調査)

(1) 幼稚園の作成率

小・中学校における両計画の作成率は、幼稚園、高等学校と比較して、幼稚園、高等学校に先駆けて特別支援教育体制が整えられてきたため、高い数値を示している。(図 2・3)

特別支援教育が始まったばかりの幼稚園の両計画の作成率は、小・中学校に特別支援教育体制が整備され始めた平成 15 年度の作成率(図 10・11)と比較して、高い数値を示している。取り組み始めたばかりの状況としては、作成が順調に進んで

いると言える。

(ウ) 小学校の作成率の課題

小学校における両計画の作成率は他の校種に比べて高く、早い時期から作成が行われている。しかし、特別な支援が必要な児童すべてに両計画の作成が行われている割合は低い。特に他の校種に比べて、「個別の教育支援計画」の作成率が際立って低い数値を示している。(図6・7)

コーディネーター養成研修に参加した小学校からの聞き取りによると、対象となる児童数が多く作成が行き届かないことや、担任がクラスの児童の学習面、生活面等すべてを一人で担当することが多いため、担任外の教員と情報を共有する必然性が低いこと、したがって「個別の教育支援計画」の必要性を感じないなどの声が聞かれた。小学校で「個別の教育支援計画」の作成がなされても、必要な児童全体に広がらない原因を探る必要がある。

(I) 県外先進市との作成率の比較

静岡県の小・中学校における両計画の作成率は、先進市である仙台市及び横須賀市の作成率と比較して、大きな差は見られない。特に「個別の教育支援計画」の作成率は、先進市と比べても高い数値を示している。よって、静岡県の小・中学校の両計画の作成は、全国的に見ても進んでいると言える。

(オ) 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成率の比較

すべての調査結果が、「個別の指導計画」の作成率は「個別の教育支援計画」の作成率よりも高いことを示している。このことから、園・学校では「個別の指導計画」の作成が「個別の教育支援計画」の作成よりも先に進められていると言える。

理想としては、生涯にわたり、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成された「個別の教育支援計画」に基づいて、各教育機関で具体的な指導計画として「個別の指導計画」が作成されるべきである。

しかし、特別支援教育が始まったばかりの現状では、子供の在籍する園・学校で、初めて子供の困り感に気づき、支援を行うために「個別の指導計画」を作成することも多い。目の前で困っている子供に対して、園・校内でできる支援を考えたとき、「個別の指導計画」を先に作成するという状況は、現場の実態に即していると思われる。

園・校内の範囲内では「個別の指導計画」で示すことができるが、一貫した特別支援教育を行うためには、長期にわたり、子供の成長をとらえ、子供のニーズを把握し、保護者の理解を得て、外部の専門家と連携を図りながら、支援を行うことを視野に入れたい。そのためには、「個別の教育支援計画」の作成が必要である。

(2) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の形式の統一状況

ア 校種別及び地区別の形式の統一状況

両計画の形式の統一状況を校種別に示した。(図13・14)

「個別の指導計画」の形式が統一されている割合は、幼稚園 52%、小学校 91%、中学校 85%、高等学校 11%（2校）である。「個別の教育支援計画」の形式が統一されている割合は、幼稚園 45%、小学校 75%、中学校 70%、高等学校 11%（2校）である。

両計画の形式を比較すると「個別の指導計画」の形式は統一されている割合が高い。またすべての校種において、「個別の指導計画」の形式は「園・校内」で統一されている割合が高いのに対し、「個別の教育支援計画」の形式は「市町教育委員会」で統一されている割合が高い数値を示している。

市町教育委員会管轄ではない県立高等学校において、市町教育委員会で形式が統一されていると回答した学校は、国の特別支援教育体制推進事業を受け、市町とともに研究に取り組んだ1校である。

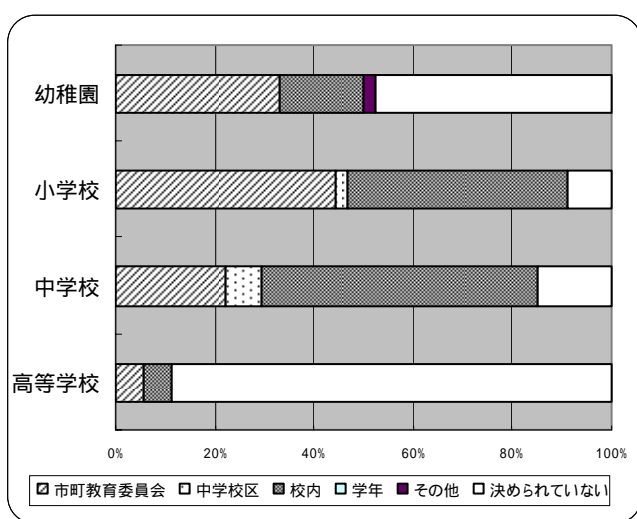


図 13 校種別「個別の指導計画」の形式の統一状況

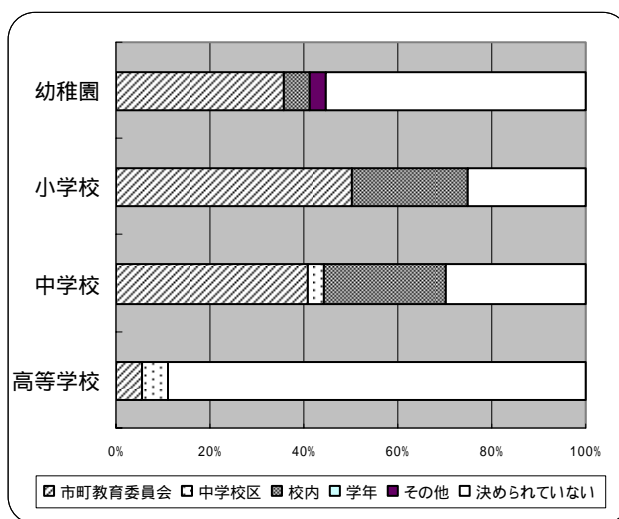


図 14 校種別「個別の教育支援計画」の形式の統一状況

両計画の形式の統一状況を地区別に示した。(図 15・16)

「個別の指導計画」の形式が統一されている割合は、静東地区 55%、静西地区 82%である。「個別の教育支援計画」の形式が統一されている割合は、静東地区 37%、静西地区 79%である。

静東地区と静西地区を比較すると、両計画ともに形式が統一されている割合は、静西地区が高い数値を示している。

地区別においても、両計画の形式を比較すると「個別の指導計画」の形式が統一されている割合が高い数値を示している。また、「個別の指導計画」の形式は「園・校内」で統一されている割合が高いのに対し、「個別の教育支援計画」の形式は「市町教育委員会」で統一されている割合が高い。

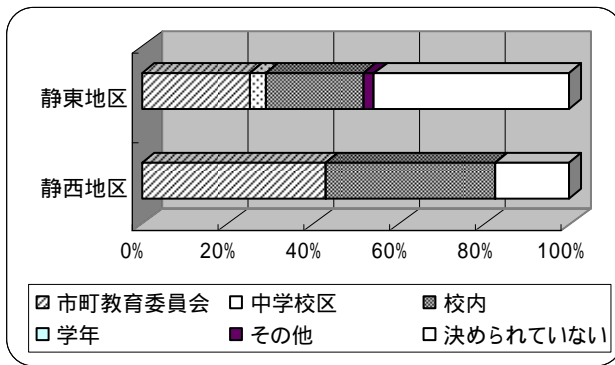


図 15 地区別「個別の指導計画」の形式の統一状況

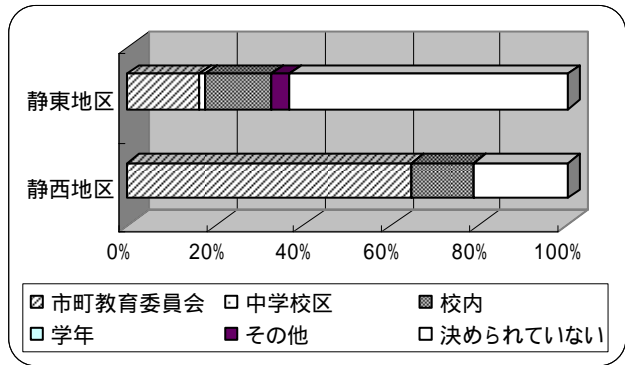


図 16 地区別「個別の教育支援計画」の形式の統一状況

イ 考察

(7) 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の形式が統一されている割合

両計画を比較すると、「個別の指導計画」の形式が統一されている割合が高いことが分かる。

形式が統一されるということは、推進役がいて、作成が行われていることを示している。前述のように「個別の指導計画」の作成率が高い結果を示しているのは、「個別の指導計画」の形式が統一されている割合が高いことが要因の一つとして考えられる。

(4) 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の形式統一のメリット

「個別の指導計画」の形式は園・校内で統一され、「個別の教育支援計画」の形式は市町教育委員会で統一されている割合が高いという結果が示された。

両計画の作成において、形式は重要な要素ではあるが、最も大切なことは内容と活用方法である。しかし、「個別の指導計画」は園・校内で作成、活用されるので、各クラスの形式が統一されていれば、子供の実態把握や支援の視点が統一され、共通理解されやすい。また、「個別の教育支援計画」は教育機関が保護者や外部の関係機関と連携して作成・活用されるので、形式が統一されていれば、関係する機関に、各園・学校から、「個別の教育支援計画」が寄せられた際に、共通の視点で支援を考えられるのはもちろん、支援について、分類・整理が効率的に行え、より迅速な活用がなされる。

市町教育委員会では「個別の教育支援計画」の形式を統一して示していても、「個別の指導計画」の形式は園・学校に任せていたり、形式を示しても、園・学校の実態に合わせて、変更してもよいと定めていたりするところもある。

(ウ) 「個別の教育支援計画」の作成率と形式の統一状況との関係

「個別の教育支援計画」の作成率と、形式が統一されている割合との関係を示した。(図 17・18)

「個別の教育支援計画」を作成している園・学校で、形式が統一されている割合は、幼稚園 97%、小学校 96%、中学校 100%、高等学校 100% (2校中2校) であ

る。形式が統一されておらず、「個別の教育支援計画」を作成している園・学校は、幼稚園1園、小学校1校のみである。このことから「個別の教育支援計画」は、形式が統一されていると作成されやすいことが分かる。

市町教育委員会や園・学校が形式を統一するということは、併せて考え方や作成の手順、連携の在り方などを含め、「個別の教育支援計画」の作成・活用全般を推進しているということでもある。さらに「個別の教育支援計画」だけでなく、研修や、巡回相談、専門家チームなど、特別支援教育体制推進が組織的になされていることが推察される。

しかし、小学校では、「個別の教育支援計画」の形式が市町教育委員会や校内で統一されているにもかかわらず、作成していない学校が50%を超えていることが分かる。(図18)このことは、今後、小学校における課題として挙げられる。

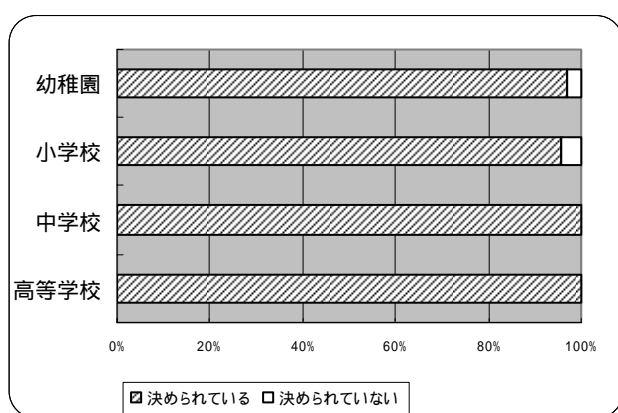


図17 作成している園・学校の形式の統一状況との関係

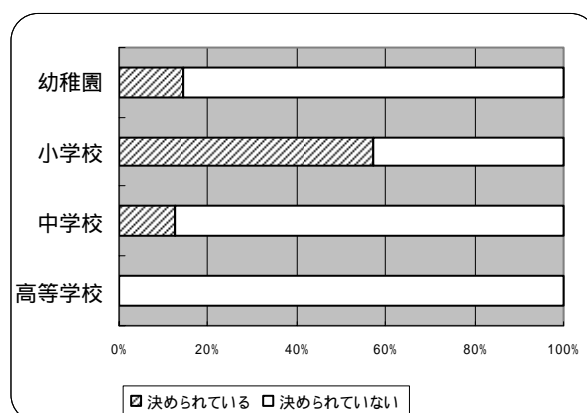


図18 作成していない園・学校の形式の統一状況との関係

(3) 「個別の教育支援計画」の項目

ア 校種別の項目

「個別の教育支援計画」に記載されている項目の割合を校種別に示した。(図19)幼稚園、小学校で「子供の実態把握」、「本人や保護者のニーズ」、「支援目標」の項目が80%を超える高い数値を示している。「関係機関の支援内容及び目標」の項目が幼稚園では72%、小学校では82%と高い数値を示している。どの校種においても「評価」の項目は、低い数値にとどまっている。

その他の項目は、幼稚園では、「幼児・保護者への手だて」、「園としての考え」、「教員の願い」、「進路」、「支援会議の記録」など多岐にわたることが特徴である。小学校では「家庭での配慮点」、「教員の願い」、「進路」を挙げている。

高等学校は1校が「子供の实態把握」、「本人や保護者のニーズ」、「支援目標」、「関係機関の支援内容及び目標」、「評価」のすべての項目を満たしており、1校は「子供の实態把握」、「本人や保護者のニーズ」、「支援目標」の基本的な項目を記載している。

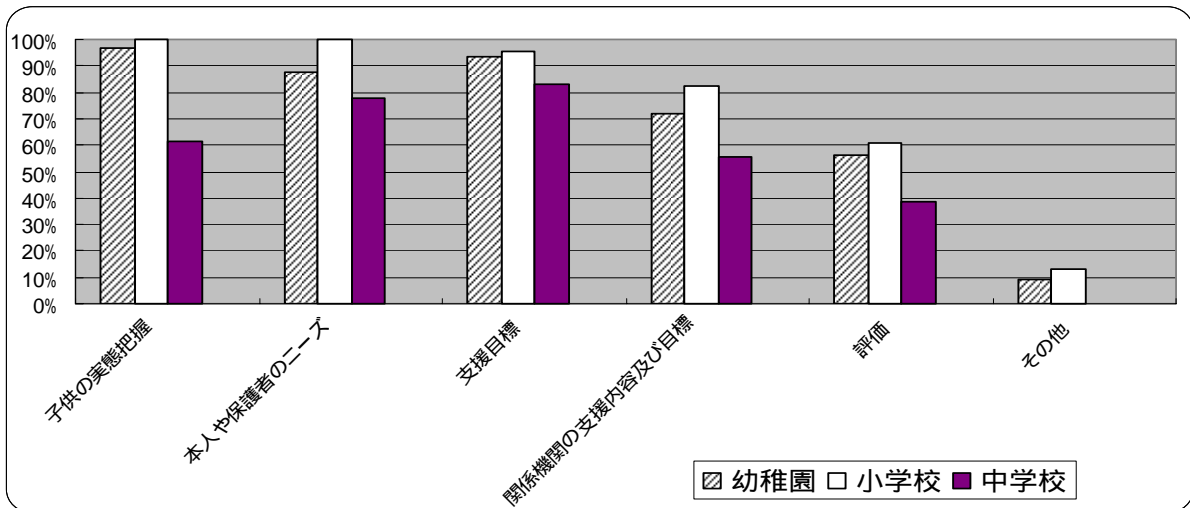


図 19 校種別「個別の教育支援計画」の項目

イ 考察

「評価」の項目

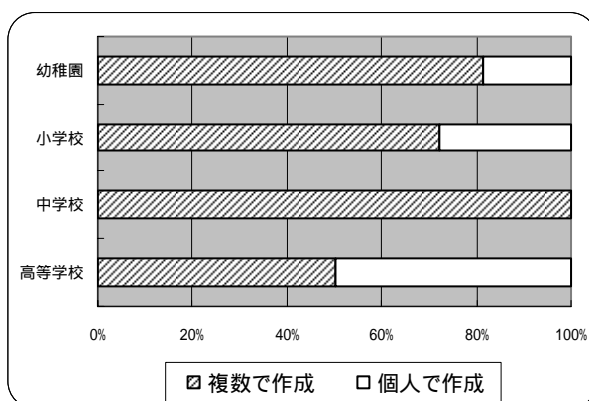
すべての校種において、「個別の教育支援計画」に「評価」の項目が記載されている割合が低いことが示された。

コーディネーター養成研修や学校等支援研修の際に、「『個別の教育支援計画』に『評価』の項目が必要か」という内容の質問を受けることがある。質問内容から、多くの教員が「個別の教育支援計画」を「計画」ではなく、「記録」としてとらえていることが推測される。そして、「記録」として作成するため、「評価」の項目を記載しない、という状況が考えられる。このことは、「支援目標」の項目を記載していない学校が存在するという結果からも推測できる。

「個別の教育支援計画」は、「支援」の方策を「計画」し、それを示したものである。したがって、「計画」に基づいて「実行」し、「評価」して「改善」する「PDCAサイクル」が必要不可欠である。作成において「評価」は欠かせない項目であることを、今一度、「個別の教育支援計画」の意義とともに共通理解する必要がある。

(4) 「個別の教育支援計画」の作成者

ア 「個別の教育支援計画」の作成に複数の関係者がかかわっている割合



「個別の教育支援計画」の作成に複数の関係者がかかわっている割合を校種別に示すと、幼稚園 81%、小学校 72%、中学校 100%、高等学校 50% (2校中1校) である。(図 20)

図 20 校種別「個別の教育支援計画」の複数での作成率

イ 「個別の教育支援計画」の作成協力者

複数の関係者がかかわっている場合に作成者を含め、作成に携わった人を作成協力者とし、作成協力者を校種別に示した。(図 21)

幼稚園では、「園長」の作成協力が他の校種に比べて高い数値を示している。小学校では「保護者」の参画が高く、中学校では「学年主任」が高いことが特徴である。

作成に協力した「その他の職員・関係者」は、幼稚園では「学年部職員」、小学校では「生徒指導主任」、「通級指導担当」、「前年度の担任」を挙げている。中学校では「教科担任」、「部活動顧問」、「スクールカウンセラー」を挙げている。

すべての校種において、「担任」と「コーディネーター」が 80%を超える高い数値を示している。

複数で作成している高等学校は 2 校中 1 校である。「担任」、「コーディネーター」、「養護教諭」、「教務主任」、「教頭」、「外部の専門家」、「保護者・家族」、「教育相談担当」が作成協力している。

個人で作成している場合は、「担任」が作成を行っている園・学校がほとんどである。

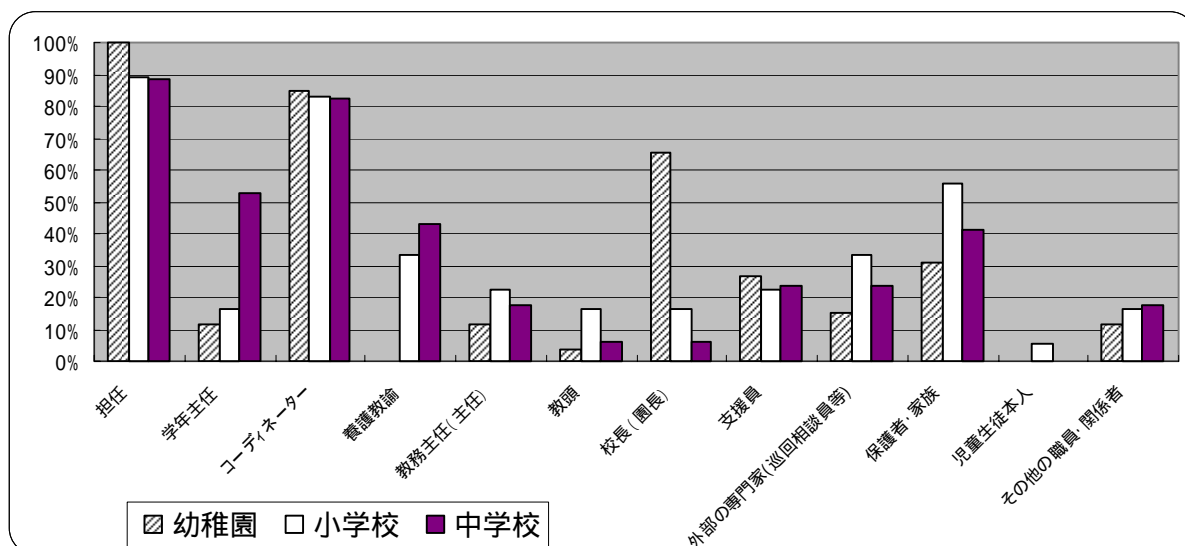


図 21 校種別「個別の教育支援計画」の作成協力者

ウ 県外先進市との作成協力者の比較

静岡県、仙台市及び横須賀市の小・中学校における「個別の教育支援計画」の作成協力者を示した。(図 22)

静岡県、仙台市及び横須賀市ともに共通した傾向を示したことは、以下の二点である。一点目は、「担任」及び「コーディネーター」の作成協力が 80%を超える高い数値を示していることである。二点目は、「園・学校関係者」及び「保護者」等「内部の人材」の作成協力の割合に対して、「外部の専門家」の作成協力が低い割合を示していることである。

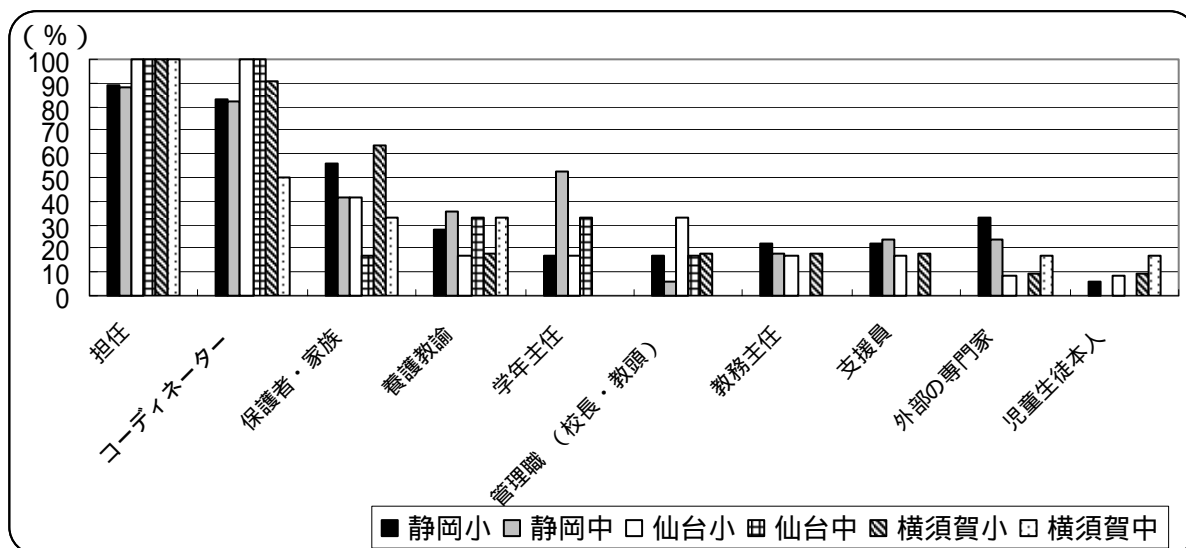


図 22 静岡県と県外先進市の「個別の教育支援計画」の作成協力者

エ 考察

(ア) 複数の関係者による作成

「個別の教育支援計画」の作成が、個人ではなく、複数の関係者によって行われている割合が、幼稚園、小・中学校で70%を超える数値を示した。(図20)

これまで、コーディネーター養成研修で、研修員(コーディネーター)から「担任がなかなか『個別の教育支援計画』を作成してくれない。」等の声が挙がることが多く、「個別の教育支援計画」は、担任が個人で作成しているケースが多いのではないかという印象を受けていた。このように高い数値を示すことは予想外であったが、「個別の教育支援計画」が複数で作成されていることは、大変望ましいことである。

(イ) 校種による作成協力者の違い

作成協力者には、校種によって、明らかに違いが見られる。(図21)

幼稚園では、「園長」以外の級外がほとんどいないという現実をよく表している。「園長兼コーディネーター」もしくは「主任兼担任兼コーディネーター」のように、職務を兼ねる者も多い。園内の作成協力者に対して、保護者も含めた園外の作成協力者はまだ少ない。

小学校では、「担任」と「コーディネーター」が作成協力する割合が突出し、他の学校職員の参加は少ないことが分かる。ここでも小学校の学級担任制の特色がよく出ており、「個別の教育支援計画」も「担任」に任せ、「コーディネーター」の協力を得ながら作成する様子が推測される。また、他の校種と比べて、「外部の専門家」と「保護者」の参画が高い数値を示している。「個別の教育支援計画」の作成において、外部や保護者の協力が得られないという声を聞くが、小学校では、一歩進んだ取組がなされていると言える。

中学校では、「学年主任」、「養護教諭」の作成協力が高いことが特色であり、学年部を中心とした学校体制や、不登校や問題行動等の生徒指導上での「養護教諭」の

役割を特別支援教育にも生かしている。また複数での作成率が100%を示したことも、教科担任制や学年部体制、生徒指導体制といった生徒を複数で指導するという基盤が中学校にあったためだと思われる。

高等学校の例はまだ少ないが、「養護教諭」や「教育相談課」の作成協力が特徴として挙げられる。

校種ごとの学校体制の違いが作成協力者の違いとなってあらわれ、園・校内で既存の校務分掌を生かした特別支援教育が進められていることが推測される。

(ウ) 外部の専門家の作成協力

仙台市及び横須賀市の調査結果との比較において、静岡県は「外部の専門家」の作成協力が高い数値を示していることが特徴として挙げられる。(図22)

しかし、他の項目と比較すると、「外部の専門家」自体の数値は低い。したがって、慎重に推移を見守る必要はあるが、外部との連携ができ始めている様子が見える。

(5) 「個別の教育支援計画」の作成上の課題

ア 校種別の作成上の課題

「個別の教育支援計画」の作成上の課題を校種別に示した。(図23)

幼稚園では、他の校種と比べて「様式が分からない」、「項目・内容が分からない」を課題として挙げる割合が、30%を超える数値を示した。小学校では、「対象となる児童が分からない」を挙げる学校はない。さらに「作成する手順が分からない」が低いのにに対し、「作成する時間がない」が高い数値を示している。中学校では、「項目・内容が分からない」を挙げる学校はない。高等学校では、「作成の手順が分からない」を挙げる数値が高い。

その他の作成上の課題で、すべての校種で数多く挙げられた課題は、「保護者の同意が得られない」ことである。

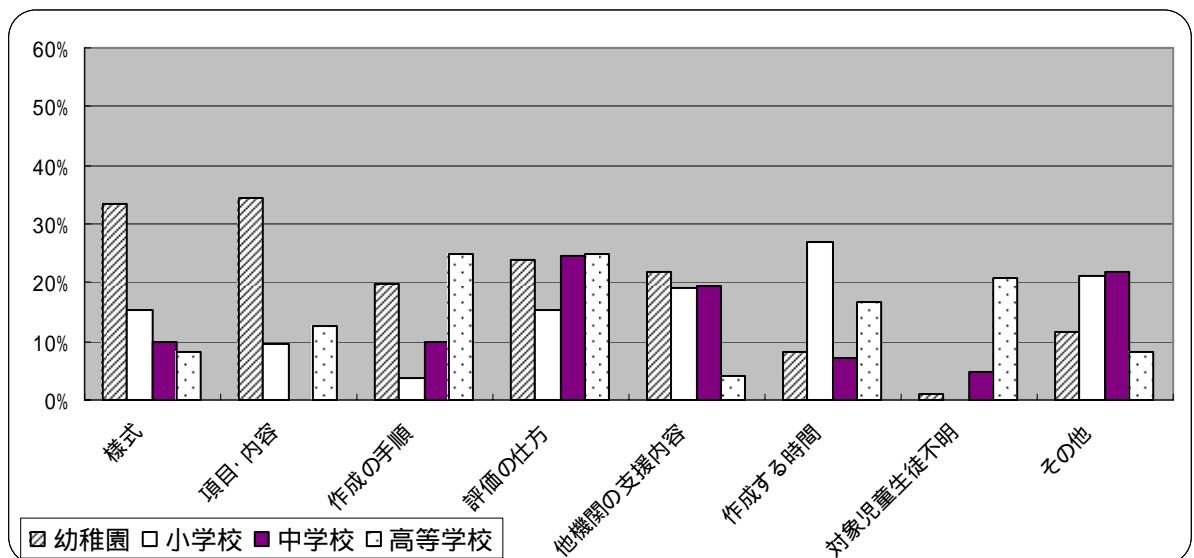


図23 校種別「個別の教育支援計画」の作成上の課題

イ 県外先進市との作成上の課題の比較

静岡県、仙台市及び横須賀市の小・中学校における「個別の教育支援計画」の作成上の課題を示した。(図 24)

静岡県、仙台市及び横須賀市ともに同じ傾向を示したことは、「様式が分からない」、「項目・内容が分からない」、「作成の手順が分からない」のように作成の初期段階に生じると考えられる課題を挙げる率が低く、多少のばらつきはあるものの「評価の仕方が分からない」、「他機関の支援内容が分からない」といった計画実施後における内容についての課題を挙げる率が高いことである。

また、静岡県の中学校を除いて「作成する時間がない」を挙げる率がどの項目よりも高い数値を示している。

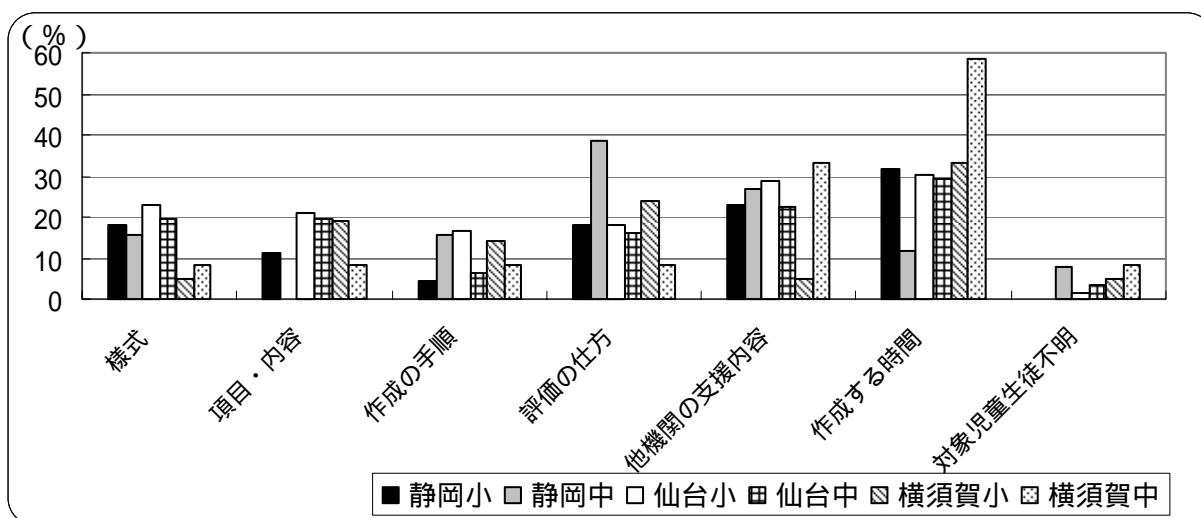


図 24 静岡県と県外先進市の「個別の教育支援計画」の作成上の課題

ウ 考察

(7) 作成前の課題

初めて「個別の教育支援計画」を作成する際に、「様式が分からない」、「項目・内容が分からない」、「作成の手順が分からない」という課題を持つことは十分推測できる。この三つの課題は、特別支援教育が始まったばかりの幼稚園が多く挙げている。(図 23) また、これらの課題を挙げる園・学校は、校種にかかわらず、まだ「個別の教育支援計画」を作成していないところがほとんどであった。

したがって、これらの課題は作成前や作成時に抱く課題であり、作成を通してその多くが解決していったことが分かる。

(1) 作成後の課題

小学校以外の校種において、「評価の仕方が分からない」を課題として挙げる率が高い結果を示している。この課題を挙げる小学校が少ないのは、「個別の教育支援計画」を作成している小学校の62%に「評価」の項目が記載され、これまでに十分検討し、解決した実績があるからではないかと推測した。また、この課題を挙げる園・学校はすでに「個別の教育支援計画」を作成しているところがほとんどであった。(図 19・23)

ゆえに「評価の仕方が分からない」という疑問は、作成後まもなくして抱く課題であることが分かる。

(ウ) 小学校の作成上の課題

小学校では、他の校種に比べて、「作成する時間がない」を挙げる率が高い。この課題は、小学校の作成上の課題の中でも一番多い。

要因として考えられることは次のような点である。

- ・対象としている児童の割合が高いため、全員分の時間確保ができない。
- ・「様式」や「作成手順」が煩雑である。
- ・外部の専門家や保護者との協力により時間をかけてじっくり取り組むため、より時間を必要とする。
- ・校内での作成協力者が少なく、担任が一人で抱えている。

(I) 保護者の理解

すべての校種で、「保護者の同意が得られない」ことを課題として挙げ、作成が進まない原因の一つとして考えている。特に他の校種に比べ「保護者」と連携した作成を進めている小学校では、保護者との関係を課題に挙げる学校が多く、「保護者の理解」を得るために、いかに尽力しているかがうかがえる。

保護者の同意が得られないために、「個別の教育支援計画」が作成できないばかりか、園・学校で適切な教育的支援を十分に行うことができず、苦慮している声も数多く聞かれた。また、保護者の同意が得られないからと言って、子供の支援を放棄するわけにはいかないと、まず園・校内での支援を行うために「個別の指導計画」で対応するとの回答もみられた。

(オ) 県外先進市の作成上の課題との比較

静岡県、仙台市及び横須賀市ともに、作成の初期段階に生じると考えられる課題が少なく、作成後もしくは計画実施後の内容についての課題が多い。

よって静岡県の小・中学校においては、「個別の教育支援計画」が普及し、作成段階に応じた課題を有していることが分かる。

また静岡県の中学校を除いて「作成する時間がない」を挙げる率がどの項目よりも高く、教員の多忙化の解消は、県内だけの課題ではないことが分かる。

2 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用状況

(1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用率

ア 校種別及び地区別の活用率

両計画の活用率を校種別に示した。(図 25・26)

「個別の指導計画」の活用率は、幼稚園 65%、小学校 66%、中学校 74%である。「個別の教育支援計画」の活用率は、幼稚園 69%、小学校 48%、中学校 71%、高等学校 50% (2校中1校) である。

両計画の活用率を比較すると、校種別では、幼稚園のみが「個別の指導計画」の活用率よりも「個別の教育支援計画」の活用率がわずかに（4%）高い数値を示している。小・中学校では「個別の指導計画」の活用率が高い数値を示している。

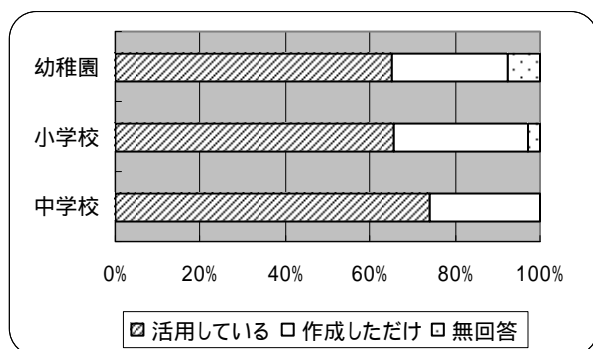


図 25 校種別「個別の指導計画」の活用率

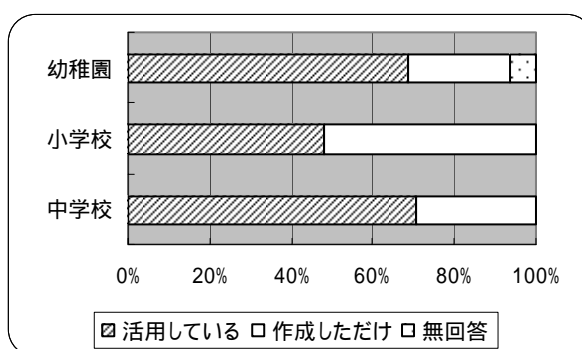


図 26 校種別「個別の教育支援計画」の活用率

両計画の活用率を地区別に示した。（図 27・28）

「個別の指導計画」の活用率は、静東地区 61%、静西地区 72%である。「個別の教育支援計画」の活用率は、静東地区 74%、静西地区 57%である。

静東地区においては、「個別の指導計画」の活用率よりも「個別の教育支援計画」の活用率が高い数値となっている。静西地区においては、「個別の指導計画」の活用率よりも「個別の教育支援計画」の活用率が低い数値となっている。

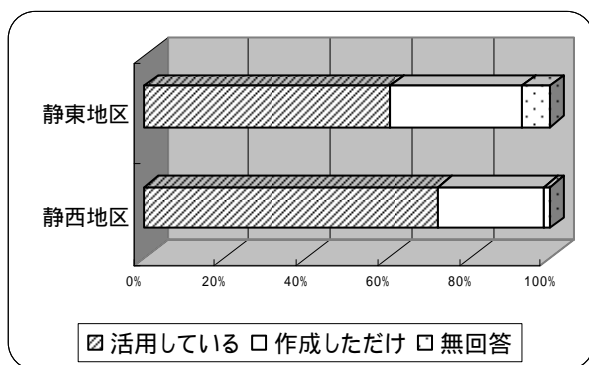


図 27 地区別「個別の指導計画」の活用率

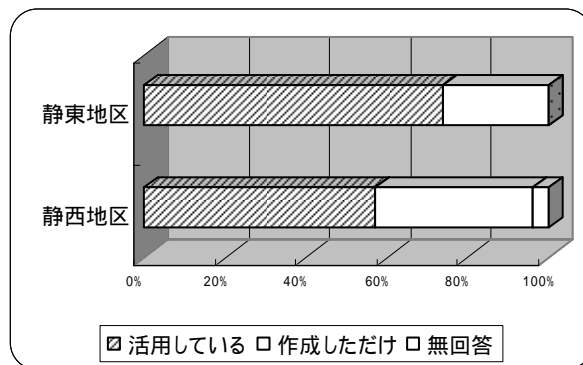


図 28 地区別「個別の教育支援計画」の活用率

イ 県外先進市との活用率の比較

静岡県、仙台市及び横須賀市の両計画の活用率を示した。（図 29・30）

「個別の指導計画」の活用率では、仙台市及び横須賀市の活用率は80%以上と高い数値を示している。それに対して、静岡県の活用率は小学校で66%、中学校で74%と両市に比べて、やや低い数値を示している。

「個別の教育支援計画」の活用率では、中学校において各地域に大きな差は見られないものの、小学校において、静岡県の活用率の落ち込みが際立っている。

また両計画とも、仙台市及び横須賀市では、中学校よりも小学校での活用率が高い

が、静岡県では中学校よりも小学校での活用率が低い数値となっている。

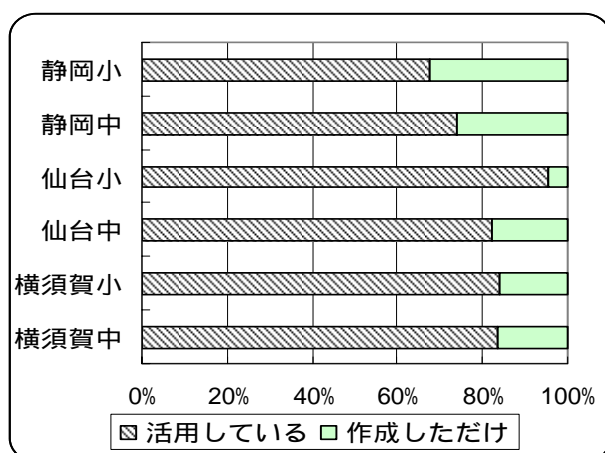


図 29 静岡県と県外先進市の「個別の指導計画」の活用率

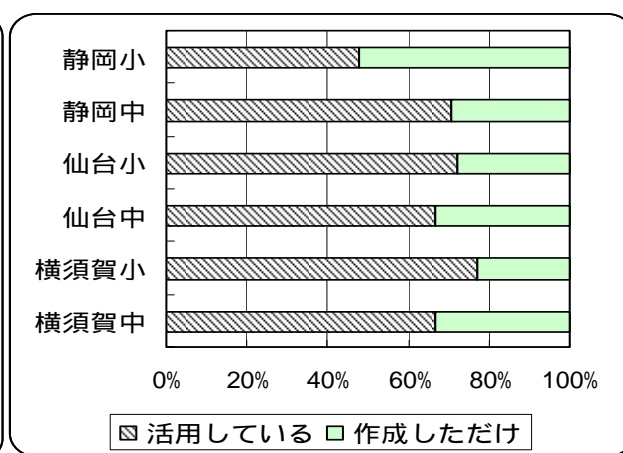


図 30 静岡県と県外先進市の「個別の教育支援計画」の活用率

ウ 考察

(ア) 静岡県の小学校の活用率

静岡県の小学校の「個別の教育支援計画」の活用率を、静岡県の幼稚園と中学校及び仙台市、横須賀市の小・中学校と比較すると、静岡県の小学校の活用率が低い数値を示していることが分かる。これは作成率と同じ結果である。(図 3・26・30) 小学校では「個別の指導計画」の作成が進んでいるので、「個別の教育支援計画」の活用場面で、代わりに「個別の指導計画」が使用されることも考えられたが、「個別の指導計画」の活用率も決して高いとは言えない。(図 25)

静岡県の小学校のデータからは、「作成に当たり『外部の専門家』との協力が進み、連携が取られている」という状況がうかがえるため、今後「個別の教育支援計画」の有効な活用が期待できる。情報の収集に努めて要因を分析し、改善への方策を探りたい。

(イ) 地区別の作成率と活用率の比較

これまで静東地区と静西地区の体制整備を統計的に比較したデータはなかった。静西地区は、静東地区と比較して、両計画の作成率において高い数値を示していることが分かる。(図 4・5)

静東地区は、静西地区と比較して、「個別の指導計画」の活用率においては、ほとんど差がなく、「個別の教育支援計画」の活用率では高い数値を示している。(図 27・28)

両計画は、活用されることに大きな意味がある。より有効な活用方法を示すためにも、静西地区に比べて作成率の低い静東地区の活用率が高い要因を明らかにする必要がある。

(2) 「個別の教育支援計画」の活用場面

ア 校種別及び地区別の活用場面

「個別の教育支援計画」の活用場面を校種別に示した。(図 31)

幼稚園では、「職員会議・園内研修」での活用率が 80%を超える高い数値を示し、「巡回相談員との打合せ」「保護者との面談」が次いでいる。その他の活用場面は、「小学校への引継ぎ」を挙げている。

小・中学校では「校内委員会」、「巡回相談員との打合せ」が高い。小学校は、他の校種と比べて「職員会議・校内研修」での活用率が低い数値を示している。

中学校は、他の校種にない特徴として「学年会」での活用が挙げられる。また他の校種に比べて「医療機関との打合せ」での活用率が高い数値を示している。

高等学校は 1 校のみのデータであるが、「コーディネーターとの相談」、「保護者との面談」で活用されている。

また他の外部機関との連携場面での活用率を比較すると、「巡回相談員との打合せ」での活用率が、高い数値を示している。

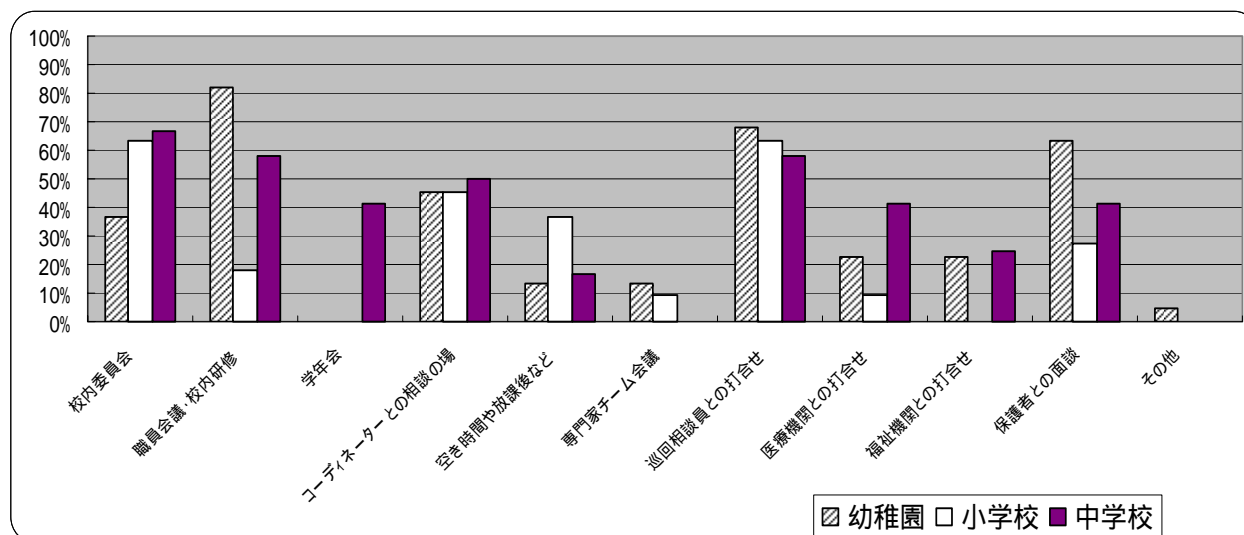


図 31 校種別「個別の教育支援計画」の活用場面

「個別の教育支援計画」の活用場面を地区別に示した。(図 32)

静東地区と静西地区の校内の活用場面を比較すると、静東地区の率が高いのは、「園・校内委員会」、「職員会議・園・校内研修」、「学年会」、「コーディネーターとの相談」である。静西地区が高い率を示しているのは、「空き時間・放課後での話合い」、「保護者との面談」である。

校外の活用場面では、静西地区が「巡回相談員との打合せ」での活用率において、高い率を示している。それ以外の活用場面では、地区の差はほとんどないが、静東地区が高い率を示している。特に静東地区は「巡回相談員との打合せ」以外の「外部の専門機関との連携」場面での活用率が高い。

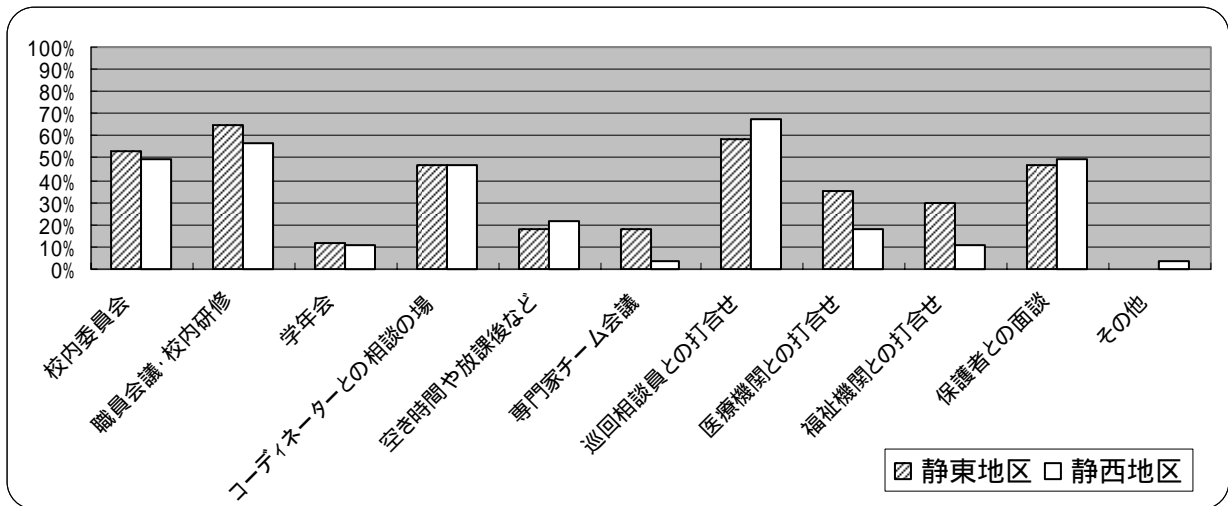


図 32 地区別「個別の教育支援計画」の活用場面

イ 県外先進市との活用場面の比較

静岡県、仙台市及び横須賀市の小・中学校における「個別の教育支援計画」の活用場面を示した。(図 33)

静岡県、仙台市及び横須賀市ともに同じ傾向を示したことは、「校内」での活用率に比べて、「外部の専門機関との連携」での活用率が低いことである。

その中で静岡県での「巡回相談員との打合せ」での活用率は、仙台市及び横須賀市に比べて高い数値を示している。静岡県の中学校では「医療機関との打合せ」での活用率も 42%と高い率を示している。

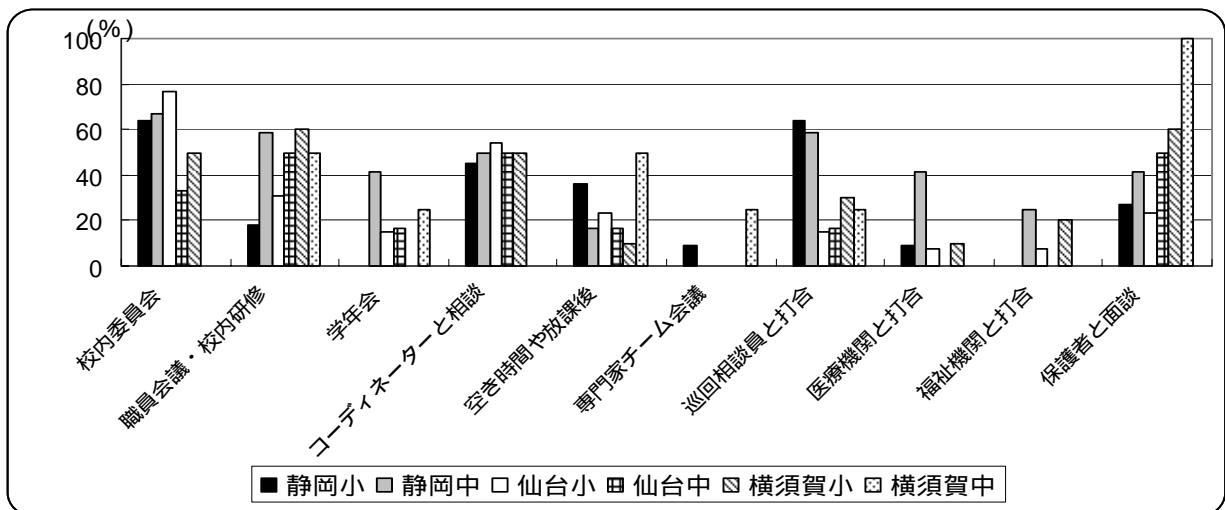


図 33 静岡県と県外先進市の「個別の教育支援計画」の活用場面

ウ 考察

(7) 園・校内委員会での活用

静岡県内の園・校内委員会の設置率は、幼稚園 85.4%、小学校 99.7%、中学校 100% 高等学校 68.7%と大変高い数値を示しており、設置は順調に進んでいると言われている。(図 12)

しかし、設置された園・校内委員会が機能しているかについては、これまで調査したことがないため、「園・校内委員会は位置付けられているが、委員会は一度も開かれたことがない」という実態もあるのではないかという心配の声も聞かれた。

「個別の教育支援計画」を園・校内委員会で活用している割合が、幼稚園 38%、小学校 63%、中学校 67%と示されたことは、少なくともこれらの園・学校で校内委員会が開かれていることを示しており、実際に園・校内委員会が機能していることが推測される。

(イ) 地区別の活用場面の比較

静東地区と静西地区の「外部の専門機関」との打合せ場面での活用率を比較すると、静東地区は、「巡回相談」を除く、「専門家チーム」や「医療」、「福祉」との打合せで静西地区よりも高い数値を示している。このことは、静東地区において、「個別の指導計画」よりも「個別の教育支援計画」の活用率が高い数値を示している理由とも言える。

静東地区には「外部の専門機関」が少なく、伊豆半島を含む広範囲な地域に点在しているので、距離が離れており、連携することが難しいと言われている。したがって、このような結果を示すことは予想外であった。連携する「外部の専門機関」が少ない地域でありながら、活用が進んでいる要因を今後、明らかにしていきたい。

(ウ) 巡回相談での活用

「巡回相談員との打合せ」で「個別の教育支援計画」の活用が進んでいることが分かった。(図 31・32)

巡回相談は、全県下の幼稚園で 85%、小学校で 96%、中学校で 86%、高等学校で 19%が実施している。(平成 19 年度県教育委員会調査)相談日は年に何回かあらかじめ決められているところも多く、巡回相談では、限られた時間の中で効率的に進めるために「個別の教育支援計画」を用いて、特別な支援が必要な子供の共通理解を図っている。

静岡県では、市町教育委員会が中心となって巡回相談を行っているため、県立高等学校は利用することができない。今後、高等学校のための巡回相談の実施方法について検討することが急務である。

(3) 「個別の教育支援計画」の活用上の課題

ア 校種別の課題と考察

「個別の教育支援計画」の活用上の課題の自由記述での回答を、内容別に分類し、校種別に該当する欄に示した。(表 4)

表4 学校種別の活用上の課題

学校種 活用上の課題	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
他校種との連携				
他機関との連携				
個人情報の保護				
保護者の理解				
教員の専門性				
作成の手間と活用				
支援者の不足				

また、分類した課題をまとめ、以下に示した。

(7) 「他校種との連携」の課題

まだ小学校との引継ぎに活用したことがない幼稚園では、園で作成した「個別の教育支援計画」が、小学校が必要とする資料として十分な内容となっているのかを心配する記述が見られた。高等学校では、入試の関係で、中学校からの情報が得られないことを課題として挙げている。

(1) 「他機関との連携」の課題

幼稚園、小学校では、地域に連携できる専門機関がないことや外部の専門機関の情報をどこで得たらよいのかが分からないことを挙げている。また個人情報であるため、関係機関が情報を共有することに対する不安があることを挙げている。

(ウ) 「個人情報の保護」の課題

すべての校種で、「個別の教育支援計画」の扱いや保管に気を配っているという回答を得た。校長室の鉄庫に鍵をかけて保管する学校もあれば、職員室の鍵のかかる戸棚に保管する学校もある。

「個別の教育支援計画」は個人情報であるので、取扱いには十分配慮する必要があるが、それと同時に活用に支障が生じないような配慮も必要である。

(I) 「保護者の理解」の課題

幼稚園は、子供にとって初めての集団生活の場であるため、家庭生活では気付かなかった幼児の困っている様子が、集団の中で表れ始める場所でもある。また、保護者の障害受容が難しい年齢段階でもあるため、幼稚園では、保護者への対応に苦慮しているという記述が多く見受けられた。さらに、保護者の理解が得られない場合の小学校への引継ぎや支援の継続を心配しているという記述も多く見られた。

(オ) 「教員の専門性」の課題

幼稚園では、まだ教員に専門的な知識がないために、保護者に理解を求める説明ができない、または、特別な支援が必要だと分かっているにもかかわらず、具体的な教育的支援が行えないという記述が多く見られた。

小学校では、「個別の教育支援計画」に書かれた内容の検証や、「個別の教育支援計画」に基づいて行った教育的支援の検証を行う必要があるが、検証するための専門性が教員に不足しているという点を課題として挙げている。

(カ) 「作成の時間と活用」の課題

幼稚園では、作成に時間をかけても、活用するための時間がとれないという点が課題として挙げられている。中学校では、「個別の指導計画」で十分に間に合うという考えから、作成しても「個別の教育支援計画」を活用しないという記述が見られた。そのため、年度の始めと終わりの引継ぎ、進学時の引継ぎの資料で終わってしまうということであった。

(キ) 「支援者の不足」の課題

小学校では、「個別の教育支援計画」を作成し、支援内容や方策を掲げても、教員数も合わせた人手不足ゆえに、十分な教育的支援を行うことができないということから、「支援者の不足」を課題として挙げる記述が多く見られた。

イ 考察

(ア) 幼稚園、高等学校だけに見られる課題

幼稚園、高等学校では、特別支援教育が始まったばかりで、挙げられた課題のいくつかは、小・中学校がすでに解決してきた課題であることが分かる。例えば、「他校種との連携」の課題は、小・中学校では現在、課題として挙げられていない。幼稚園、高等学校が、小・中学校の取組を知ることで、相互の理解や連携が深まることも予想されるため、地区の小・中学校との連絡会を持つことが一つの解決策だと言える。

(イ) 外部の専門機関との連携

静岡県に限らず、専門機関の不足は全国的な課題である。特に医療関係では、専門医が少ないことが大きな課題だと言われている。特別支援教育に対する教育界での認知度は高まってきたものの、福祉や労働との連携はこれからであり、活用するための地域の専門機関は決して十分とは言えない。

しかし、様々なモデル事業を契機として、少しずつではあるが確実に体制は整いつつある。また、一部の地域では、医師不足を補うために、地域の小児科医等が連携して発達障害についての研修会を行うなど、草の根的な活動を始めているという報告もある。

静岡県医師会では、医療機関に、発達障害に対してどの程度の受入れができるのか等の調査を独自に行った。この結果をまとめ、教育を含む関係機関に配布し、連携のためのツールとして活用する動きもみられる。

今後、これらの連携はますます進むことが期待されている。それに伴って、個人情報保護のため、「個別の教育支援計画」の取扱いを定めた要綱の作成や広報などの整備も急がれる。

(ウ) 市町による特別支援教育の推進

多くの市町では、教育委員会が中心となり、保健や労働など異なる部署に働きかけ、合同で会議を行うなどの取組がなされている。また、巡回相談や専門家チーム、支援員の配置などの体制推進にも取り組んでいる。教員の特別支援教育への専門性を高めるために研修会も行っている。

しかし、日々多忙感の増す園・学校では、教員の善意と熱意に頼っての特別支援教育と懸念する声が聞かれる。特別支援教育を支えるシステムが、市町教育委員会を中心に整備されつつあることを、もっと教員が実感できれば、推進体制が確立するまでの期間を新たな意欲を持って乗り切ることができるのではないかと考える。市町教育委員会と学校現場の情報のさらなる共有が必要である。

(I) 「保護者の理解」の課題

作成上の「保護者の理解」に関する課題と活用上の「保護者の理解」に関する課題の数を比較すると、それぞれ異なった傾向が見られた。作成する際に「保護者の理解」が課題となるケースは、学年が上がっても減少することはなかったが、活用する際に「保護者の理解」が課題となるケースは、幼稚園、小・中学校と学年が上がるにつれて減少しているのである。

このことから、幼稚園、小・中学校、高等学校のどの時期であろうと、保護者にとって、障害受容は大きな壁であるということが分かる。障害の早期発見、早期対応が子供の成長にとっては大変重要であるが、園・学校は、こういった保護者の心情を十分理解し、寄り添いながら、ともに歩む姿勢で臨むことが大切である。

反面、活用時の「保護者の理解」に関する課題が学年進行とともに減少していることから、このような段階を経て、一旦受容できた保護者との連携は、学年進行とともに効果を生んでいることが予想される。

(オ) 「教員の専門性」の課題

「保護者の理解」が得られない一因として、保護者が「個別の教育支援計画」の利点を知らないことが考えられる。また、記述の中には「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を混同している内容も見られ、教員が違いや関連性を十分理解していない様子が見える。

すでに幼稚園で課題として挙げられているように、教員は「個別の教育支援計画」の考え方を理解し、保護者に理解を求める説明ができるように専門性を高める必要がある。

研究の成果及び今後の方向性

本年度の研究を通して、「研究の結果及び考察」で述べたように、特別支援教育への取組や「個別の教育支援計画」の作成と活用の実態を明らかにし、課題を把握することができたことが成果である。

これらの成果から、「個別の教育支援計画」の作成と活用上の課題の解決に資することと、本研究の目的の達成に向けて、今後の研究課題を以下のように考える。

1 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の「個別の教育支援計画」についての実践的研究

本年度の実態調査から明らかになった成果と課題を検証し、解決するために、次年度は幼稚園、小・中学校、高等学校の研究協力校において、「個別の教育支援計画」の作成と活用に関する実践的研究に取り組む。特別支援学校の研究協力校は、平成 17・18 年度の研究で示されたように、作成率 100%という「個別の教育支援計画」の作成のノウハウを生かし、幼稚園、小・中学校、高等学校の研究協力校を支援する。また、本研究での特別支援学校の取組は、平成 15・16 年度の研究で明らかになった特別支援学校のセンター的機能としての役割を検証する意味も有する。

研究を始めるに当たって、幼稚園、小・中学校、高等学校の研究協力校から聞き取り調査を行ったところ、「個別の教育支援計画」の作成と活用を通して、園・校内の特別支援教育体制を確立することを目標として掲げている。さらに自園・自校の教職員の特別支援教育への意識が高まり、共通理解が深まり、連携が進むことを願っている。

すでに本年度行われた第 1 回研究担当者会で、各地区の研究の方向性を定め、共通理解した。その後、各園・学校でそれぞれ、特別支援教育体制づくりと「個別の教育支援計画」の作成に取り組んでいる。

第 2 回研究担当者会では、園・校内での特別支援教育体制づくりの進捗状況の報告や作成した「個別の教育支援計画」の検討を行った。また各地区で独自に協議会を行い、研究の話合いがなされた。

なお、第 3 回研究担当者会では、これまでの調査での成果と課題を基に、特別支援学校の支援を得ながら、具体的な作成・活用方法を考え、実際に特別な支援が必要な幼児児童生徒を対象として「個別の教育支援計画」の作成を行い、幼稚園、小・中学校、高等学校の研究協力校の実態に応じて、校内の連携及び外部の専門機関との連携について研究していくことを提案し、共通理解した。以下に具体的な取組を示す。

(1) 既存の組織を生かした特別支援教育体制の整備

すでに「個別の教育支援計画」を作成、活用している園・学校は、園長・学年主任などの役割や学年会・教育相談などの組織を生かし、特別支援教育体制を構築している。研究協力校でも、既存の組織を生かした校内体制が軌道に乗り、教員間の連携が深まったという報告を受けている。

教員の多忙化の課題もあり、新しい組織や事業を立ち上げるよりも、幼稚園、小・中学校、高等学校のこれまで培ってきた教育活動を特別支援教育に広げて、活用していくことが体制づくりの近道だと考える。

そこで、次年度は、研究協力校において、既存の組織を生かした校内体制の中で、「個別の教育支援計画」の作成と活用を行いたいと考える。組織の見直しにもつながり、園や学校運営の活性化も図られるものと思われる。

(2) 効果的な「個別の教育支援計画」の作成と活用方法の提案

小学校の「個別の教育支援計画」の作成率は高いが、その実態は、作成対象者並びに活用率の結果から、作成した後の取組が進んでいないことが明らかになった。また、外部の専門機関や保護者との連携が進んでいながら、「作成する時間がない」と多忙感を感じていることも分かった。このことは、小学校だけが抱える課題なのか、あるいは特別支援教育が先行している小学校ゆえの課題で、やがて他の校種も抱える課題なのかを検証し、解決の糸口を探りたい。そのために、次年度は研究協力校の小学校が抱える

課題を再度整理し、「個別の教育支援計画」が効果的に活用されるための方法を、実践的な研究の中で明らかにしていきたいと考える。

(3) 地域の資源を生かした地域支援体制の確立

静東地区では、「個別の教育支援計画」は「外部の専門機関」との打合せ場面において、活用率が高いことが示された。本来、「個別の教育支援計画」は、校内だけでなく、外部との連携を図るために効果を発揮するものである。「外部の専門機関」との連携を深め、「個別の教育支援計画」を通して、子供の支援を適切に行えるようになることが目標である。

活用の推進には、「個別の教育支援計画」の形式の統一や巡回相談の実施、専門家チームの組織など、市町教育委員会が果たす役割が大きいことが分かった。また、学校間の連携や外部の専門機関との連携は、各園・学校が単独で行うよりも、行政や福祉機関が情報や場を提供することにより、効率よく進められる。

そこで、市町教育委員会や市町福祉担当課、特別支援教育ネットワークなどの協力を仰ぎ、地域支援体制を築いていきたいと考える。

2 本課での研究

研究と研修の成果を相互に反映させ、本課が行う特別支援教育に関する専門性を高める種々の体験的・実践的研修に、研究成果を生かすことに努める。また、体験的・実践的研修の中で明らかになる実践事例の数々を研究に反映させながら、「個別の教育支援計画」の作成と活用の在り方を明らかにしていきたいと考える。以下に具体的な取組を示す。

(1) あすなる公開講座での中間報告

あすなる公開講座で、本研究の中間報告を行い、その後、分科会を開き、参加者から研究についての質問や意見、各園・学校の取組の様子を聞き、今後の研究に生かしていきたいと考える。

(2) 「個別の教育支援計画」にかかわる研修の充実

調査から、コーディネーターであっても、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の違いが明確でないことが分かった。また、「個別の教育支援計画」を「記録」としてとらえ、「計画」として作成していないことや項目に必要な情報が入っていない場合もあることが明らかになった。さらに、作成はしても、受け取る相手の欲しい情報が書かれているかを心配する声も聞かれた。

本年度の研究担当者会や各地区での協議会で、「個別の教育支援計画」を保護者に示すにあたり、表現が難しいという意見や、「個別の教育支援計画」を建前とし、「個別の指導計画」に本音を書くという意見も出された。

また、研修などの様々な場面で、実際に作成した「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を見ると、行動観察の視点や表現における課題が多く見受けられた。書き手の主観や感情が入った書き方や、あいまいな表現である「少し」や「ほとんど」等の言葉の使用等も見られ、子供の見方、アセスメントの在り方に関する専門性の向上が必要であると感じた。

以上のような点から、「個別の教育支援計画」の意義や作成方法などを、実践的に学ぶ研修が必要であると考えられる。

【参考文献・資料】

- 1 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所 『プロジェクト研究「個別の教育支援計画」の策定に関する実際的研究』 2006.4
- 2 文部科学省 『小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン（試案）』 東洋館出版社 2004.4
- 3 全国特殊学校長会編著 『地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&Aビジュアル版』 ジアース教育新社 2005.3
- 4 森孝一・山田浩司共著 『特別支援教育を進めるための学校変革マネジメント』 明治図書出版 2005.2
- 5 廣瀬由美子・佐藤克敏共著 『通常学級の担任がつくる個別の指導計画』 東洋館出版社 2006.3
- 6 全国特別支援学校長会編著 『小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用』 ジアース教育新社 2007.4

【研究組織】

研究協力指定校及び研究協力員

静岡県立東部養護学校	教諭	佐々木雅則
函南町立春光幼稚園	園長	岸端 康子
函南町立函南小学校	教諭	手老多恵子
函南町立函南中学校	教諭	吉窪ゆきの
静岡県立袋井養護学校	教諭	芦澤恵美子
静岡県立池新田高等学校	教諭	大庭 千歳
菊川市立河城小学校	教諭	五條 栄子
菊川市立菊川東中学校	教諭	大谷加奈子

研究顧問

常葉学園大学	橋田 憲司
--------	-------

研究担当所員

教育支援部長	杉原 啓子
特別支援教育課長	井口 廣之
指導主事	鈴木 徹
指導主事	原田 満紀
指導主事	村田 和弥
センター教授	上島 淨志
センター教授	鈴木 義也

静岡県特別支援教育コーディネーター長期派遣研修員 高田宗享（静岡県立沼津盲学校）